

# **佐賀県バレーボール協会規約**

## **第 1 章　総　　則**

第 1条 本会は、佐賀県バレーボール協会(略称「SVBA」以下「本会」という。)と称する。

第 2条 本会の事務局を理事長の定める所に置く。

(佐賀県西松浦郡有田町桑古場乙2902番地 佐賀県立有田工業高等学校内)

## **第 2 章　目的及び事業**

第 3条 本会は、佐賀県内所在のバレーボール競技団体を統括し、団体相互の連携協力  
並びに技術の向上を図り、バレーボール競技の普及発展に努め、以って体育文化の進展に  
寄与することを目的とする。

第 4条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1)競技会の開催
- (2)技術研究、指導者・審判員育成のための講習会及び研修会の開催
- (3)各種別の九州大会、全国大会へ県代表として派遣及び推薦
- (4)普及活動及び強化に関する事業
- (5)その他必要と認める事業

## **第 3 章　組　　織**

第 5条 本会は、当該年度に登録されたチーム、及び第3条の主旨に賛同する県内所在  
のバレーボール競技団体を以って組織する。

第 6条 本会は、地方の事情に応じて各市郡に支部を置くができる。

第 7条 本会は、公益財団法人日本バレーボール協会、九州バレーボール連盟及び、  
公益財団法人佐賀県スポーツ協会に加盟する。

## 第 4 章 役員及び職務

第 8条 本会に次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 若干名
- (3)理事長 1名
- (4)副理事長 若干名
- (5)常任理事 25名以上35名以内
- (6)理事 18名以上30名以内
- (7)監事 2名
- (8)各種委員会委員 30名以内

2 前項役員の他に名誉会長、顧問、参与を置くことができる。

第 9条 会長は、役員選考委員会が選考し、常任理事会への報告を以って承認を受ける。

会長は、本会を統括する。且つ、これを代表する。

第 10条 副会長は、会長が委嘱する。副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代行する。

第 11条 理事長は、役員選考委員会が理事の中から選出し、常任理事会への報告を以つて承認を受ける。会長これを委嘱する。理事長は、本会の常務を処理執行する。

第 12条 副理事長は、理事長の指名とし、会長これを委嘱する。副理事長は理事長を補佐し理事長事故あるときはその職務を代行する。

第 13条 常任理事は、理事の中より会長及び理事長の指名とし、会長これを委嘱する。

第 14条 理事は、各市郡及び各競技団体からの推薦により会長これを委嘱する。

2 会長は学識経験者の中から前項理事を指名委嘱することができる。

第 15条 監事は、理事会の推薦とし、会長これを委嘱する。監事は、本会の会計を監査する。

第 16条 各種委員会の委員長は、理事長が指名し、委員は委員長が指名する。委員は、所属委員会の業務を処理執行する。委員会の構成及び規定に関する事項は別に定める。

第 17条 名誉会長及び顧問・参与は、理事会の推薦に基づき会長これを委嘱する。

2 顧問は、会長の諮詢に応じ、参与は常任理事会・理事会の諮詢に応じる。

第 18条 事務局長は、理事長が推薦し常任理事会の承認を得る。

第 19条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。補欠役員、増員役員の任期は、いずれも他の同種役員の残任期間とする。

## 第 5 章　会　議

第 20条 本会には、下記の会議を置く。

- (1)理事会(総会)
- (2)常任理事会
- (3)各種委員会

第 21条 理事会は、全役員を以って構成し、会長これを招集する。定例理事会は、年1回開催する。但し、会長は、必要に応じ又は理事の3分の2以上の請求がある時は、これを招集することができる。

2 理事会は、下記の事項を決定する。

- (1)事業実績及び決算
- (2)役員の承認(会長、理事長は除く)
- (3)会則(規約、内規、細則)の改廃に関する事項
- (4)その他必要な事項

第 22条 常任理事会は、会長・副会長・常任理事及び事務局長で構成し、会長これを招集する。常任理事会は下記事項を決定し、理事会に報告する。

- (1)事業計画及び予算
- (2)理事会に提出する事項
- (3)緊急を要する事項
- (4)その他必要な事項

第 23条 理事会・常任理事会の議長は、会長を以てこれを充てる。

第 24条 会議は、役員の過半数の出席を以て成立し、その3分の2以上の同意で議決する。

2 当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

## 第 6 章　会　計

第 25条 本会の運営は、下記の収入により運営する。

- (1)登録料 尚、登録料は、常任理事会において定める。
- (2)その他の収入

第 26条 本会に加盟するチームは、毎年4月末日までに、別に定める登録料を納入するものとする。ただし、常任理事会の決議により、加盟を拒否することができる。

第 27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第 28条 本会の収支決算は、予め監事の監査を経て理事会に提出されるものとする。

## 第7章 その他

第29条 本会の年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第30条 本会の規約は、理事会の審議を経て変更することができる。

## 付 則

本会の規約は昭和50年4月1日より実施する。

昭和55年3月 一部改正 昭和55年4月1日より実施する。  
昭和58年3月 一部改正 昭和58年4月1日より実施する。  
平成4年3月21日 一部改正 平成4年4月1日より実施する。  
平成5年3月21日 一部改正 平成5年4月1日より実施する。  
平成7年3月21日 一部改正 平成7年4月1日より実施する。  
平成8年3月17日 一部改正 平成8年4月1日より実施する。  
平成15年3月15日 一部改正 平成15年4月1日より実施する。  
平成26年3月8日 一部改正 平成26年4月1日より実施する。  
平成29年3月19日 一部改正 平成29年4月1日より実施する。  
平成30年4月1日 一部改正 平成30年4月2日より実施する。  
令和3年1月25日 一部改正 令和3年2月1日より実施する。